

特集

新型コロナウイルス

感染症の影響に対する

支援策

まとめ

令和2年5月19日付時点

INFORMATION

すべての支援策を掲載しているわけではありません。
 その他の支援策については右記QRコードからご確認ください。
 ▶新型コロナウイルスに関するコールセンター
 ☎923-7124 平日9:00～17:15



市内事業者の皆さまへ

従業員の休業手当を助成	助成	雇用調整助成金 コロナの影響で事業主が休業手当を支給して従業員を休ませた場合、1人1日 8,330円 を上限として助成。	沖縄労働局 沖縄助成金センター ☎868-1606
子どもがいる従業員への助成	助成	小学校休業等対応助成金 小学校臨時休校で労働者が有給休暇を取得した場合、その企業へ1人1日 8,330円 を上限として助成。 申請期限：9月30日まで	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999
売上が減少した	給付	持続化給付金 売上が前年同月比50%以上減少 中小企業・法人：最大 200万円 個人事業者：最大 100万円 申請期限：令和3年1月15日まで	持続化給付金コールセンター ☎0120-115-570
宿泊業、飲食業事業者向けの支援	給付	うるま市独自の飲食店等緊急支援金給付事業 新型コロナの影響で経済的な影響を受けている「宿泊業」「飲食サービス業」を営む事業者へ支援金 20万円 を支給。 申請期限：6月15日まで	観光振興課 ☎923-7612
店舗を休業する場合の協力金	給付	感染症拡大防止協力金 県の要請を受けて4月24日～5月6日の全期間、休業に応じた事業主に対して 20万円 を支給。 申請期限：6月30日まで	
小売業、旅行代理店向けの支援	給付	感染症防止対策支援金 休業要請の対象とならない「小売業」「旅行代理店（無店舗）」を営む事業者に対して支援金 10万円 を支給。 申請期限：6月30日まで	沖縄県支援金等相談センター ☎851-9990
飲食店（居酒屋含む）への支援	給付	感染症防止対策緊急支援金 休業要請の対象とならない「飲食店」を営む事業者に対して支援金 10万円 を支給。 申請期限：6月15日まで	
専門家を活用したい	助成	うるま市独自の専門家等活用助成金 各種助成金の申請や相談などで税理士や社労士等を利用した際の費用を助成。 随時受付	商工労政課 ☎923-7634
法人市民税の申告や納付が困難	猶予	法人市民税の徴収猶予 やむを得ない理由により、期限までに法人市民税の申告や納付が困難な場合に、申告期限および納付期限を延長します。申請期間については各課へお問合せください。	納税課 ☎973-1099
外出が困難な方への支援	代行	うるま市独自の買物代行サービス事業 感染リスクの高い高齢者等や育児等により外出が困難な方について、買物代行サービスを行います。 利用期間：6月30日まで	産業政策課 ☎923-7611



市民の皆さまへ

家計への支援	給付	特別定額給付金 令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている方に対して、国から一人につき 10万円 が給付されます。 申請期限：8月17日まで	市特別定額給付金コールセンター ☎923-7125
家計への支援	給付	うるま市独自の生活再建支援金 社会福祉協議会が実施している、緊急小口資金を受けた方に対して 10万円 を給付。 申請期限：6月15日まで	市新型コロナウイルスに関するコールセンター ☎923-7124
子育て世帯への家計への支援	給付	子育て世帯への臨時特別給付金 児童手当を受給している方に対して、0歳から16歳未満の児童ひとりにつき 1万円 を給付。	児童家庭課 ☎973-4983
ひとり親世帯への家計への支援	給付	うるま市独自のひとり親世帯等生活安定給付金 児童扶養手当を受給するひとり親に対し、 3万円 を支給する。	児童家庭課 ☎973-4983
離職等で住居を失う可能性がある	給付	住居確保給付金 原則3ヵ月間支給され、世帯の人数や月収で支給額が決まります。休業等により収入が減少した方も対象です。 随時受付	うるま市就職・生活支援パーソナル・サポートセンター ☎989-3972
国保や後期高齢に加入している被用者	給付	傷病手当金 感染した人、または感染が疑われる人で働けなかった期間（4日目以降）において給料の支払いが無くなった方等を対象に支給。 随時受付	国民健康保険課給付係 ☎989-5347 後期高齢者医療係 ☎973-3177
休業で家計が維持できない	貸付	緊急小口資金 貸付上限 10万円 （特別な場合 20万円 ） 措置期間1年以内、償還期限2年以内 貸付利率：無利率、保証人：不要 随時受付	うるま市社会福祉協議会 ☎973-5459
失業で家計が維持できない	貸付	総合支援資金 貸付上限 単身 15万 、複数 20万 措置期間1年以内、償還期限10年以内 貸付利率：無利率、保証人：不要 随時受付	
税の支払いが困難	猶予	市税等の徴収猶予 次の市税等について徴収の猶予を行う。 ・市税、固定資産税、軽自動車税等（納税課） ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料（国民健康保険課） ・国民年金保険料（市民課） ・介護保険料（介護長寿課） 申請期間については各課へお問合せください。	納税課 ☎973-1099 国民健康保険課 滞納整理係 ☎989-5372 後期高齢者医療係 ☎973-3177 市民課 年金係 ☎973-5498 介護長寿課 ☎973-3208
上下水道料金の支払いが困難	猶予	上下水道料金の支払い猶予 期限内に支払いが困難な場合は、個人・法人を問わず最大3ヵ月の支払いの猶予期間を設ける。 随時受付	水道部 営業課 ☎975-2201
登園自粛による保育料の減免を受けたい	減免	保育料の減免措置 登園自粛をした日数分等、保育料を減免。（認可保育所、認定こども園）	保育幼稚園課 ☎973-5427

← 次のページに続きます